

# 乳幼児 心身障害児・者 ひとり親家庭などの児童



## 福祉医療費の申請を

問い合わせ  
障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当  
tel(866)2513 ファクス(863)6362  
ホームページ  
http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/

対象者	該当要件 1	該当要件 2
乳幼児	<p><b>0歳児～小学校就学前までのお子さん</b> (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)</p> <p><b>0・1歳児</b> 全員に入院・通院の医療費を助成します</p> <p><b>2歳以上</b></p> <p>通院…所得制限があります(→右下の表1) 入院…全員に助成します</p> <p>* 所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認があります) なお、平成18年1月1日現在、秋田市以外にお住まいだったかたは前に住んでいた市区町村発行の「平成18年度所得証明書(17年中の所得)」が必要です</p> <p><b>※1歳以上で、市民税所得割を課税されている世帯のかたは、自己負担分の半額を支払っていただきます</b></p> <p>ただし、1か所の医療機関(総合病院は診療科ごと)で支払う額、および調剤薬局で支払う額は、それぞれ原則として月額1,000円までです</p>	
	<p>下記の家庭の児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭</li> <li>父母のいない家庭</li> <li>父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭</li> </ul> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険本人(※)は該当しません</li> <li>所得制限があります</li> </ul>
重度心身障害児・者	<p>身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険本人(※)は所得制限があります</li> </ul>
高齢身体障害者	<p>65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険本人(※)は該当しません</li> <li>所得制限があります</li> </ul>

「社会保険本人」とは国民健康保険(市町村国民健康保険、国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

上の表に該当するかたは、申請すると福祉医療の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成18年度(平成18年8月1日～19年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、18年度中(17年中)の所得を確認させていただきます。

以前、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成18年度(17年中)の所得が少なくなったり、扶養人数が増えたりした場合は、申請月から交付される場合があります。今まで申請をしていなかったかたは、お問い合わせください。



ここをチェック!

また、ひとり親家庭のかたで乳幼児の受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「74」のかたは、1歳から自己負担が発生する場合がありますので、障害福祉課医療福祉室へご連絡ください。

### 乳幼児の所得制限は?



福祉医療費助成制度で、2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は下の表1のとおりです。

平成18年度(17年中)の所得の総所得額から、社会保険料控除一律8万円などを控除した額が表1の基準額以内であれば、制度に該当します。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書(下のA・B)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

**A** サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

**B** A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 + 」欄の額

表1	扶養人数	所得基準額
対2歳以上の助成の乳幼児の所得基準額	0人	267万2千円
	1人	305万2千円
	2人	343万2千円
	3人	381万2千円

\* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

乳幼児以外の所得基準額については、障害福祉課医療福祉室へお問い合わせください。

# 介護保険が 予防重視型 に

4月から、介護予防サービス(新予防給付)がスタート

できるだけ介護が必要にならないように。そして、住み慣れた地域で元気に暮らしていけるように。 「介護予防」に重点を置いた介護保険制度が秋田市でも始まりです。

## 要介護区分が7段階に

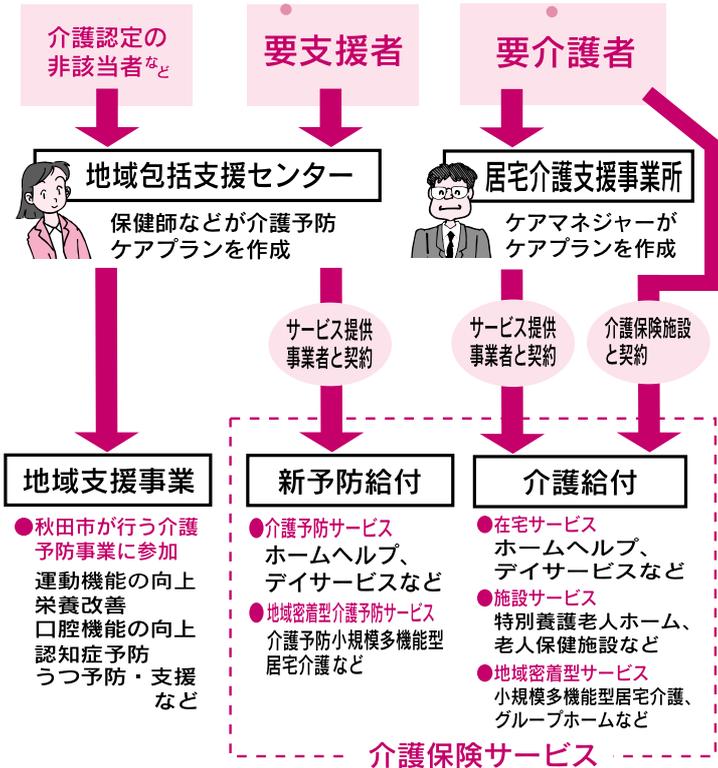
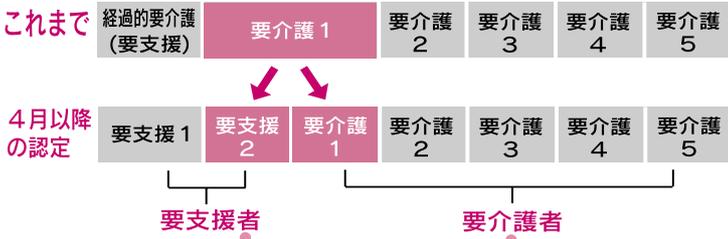
心身の状態の維持や改善の可能性を見極めるため、要介護認定の区分が変わります。これまでの区分は全部で六段階でしたが、四月以降に有効期間が始まる認定は、図のように七つの区分になります。

## 自立を支援するサービス

新しい区分の「要支援1」「要支援2」のかたがた(要支援者)が、「新予防給付」の対象となります。

新予防給付は、なるべく介護が必要にならないようにするためのサービスです。四月から新しくできる「地域包括支援センター」で、

■認定区分 ※3月末現在で有効期間のある認定は、その有効期間が満了する日まで、現在の区分が継続されます。



- 地域支援事業**
- 秋田市が行う介護予防事業に参加
  - 運動機能の向上
  - 栄養改善
  - 口腔機能の向上
  - 認知症予防
  - うつ予防・支援など

- 新予防給付**
- 介護予防サービス
  - ホームヘルプ、デイサービスなど
  - 地域密着型介護予防サービス
  - 介護予防小規模多機能型居宅介護など

- 介護給付**
- 在宅サービス
  - ホームヘルプ、デイサービスなど
  - 施設サービス
  - 特別養護老人ホーム、老人保健施設など
  - 地域密着型サービス
  - 小規模多機能型居宅介護、グループホームなど

保健師などがそれぞれのかたの状態にあつた介護予防ケアプランを作ります。そのプラン(計画)に基づいて、予防型の通所介護(デイサービス)・訪問介護(ホームヘルプ)などのサービスを利用することになります。予防型のサービスは、「自立」に重点を置き、たとえば家事援助の場合、何から何までヘルパーがやるのではなく、利用

者とヘルパーと一緒に食事を作ったり、掃除をしたりして、生活機能の維持向上をめざします。

## いつまでも活動的に

地域包括支援センターでは、要介護認定で「非該当」と判定されたかたや、要支援・要介護になる恐れのあるかたを対象とした介護予防のケアプランも作成します。プランに基づき、市が行う介護予防事業(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上など)に参加することで、住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けていけるようになります。



はりきっていこう!

問い合わせ

介護保険課  
☎(0866)2407